

地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務 〈発注者：環境省〉

地方公共団体実行計画における計画の策定・実施等に係る基盤整備事業の支援

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」の策定が義務付けられています。カーボンニュートラル実現のためにも、計画を策定し実行への、よいPDCAサイクルを後押しする基盤情報を整備するための施策支援を行いました。

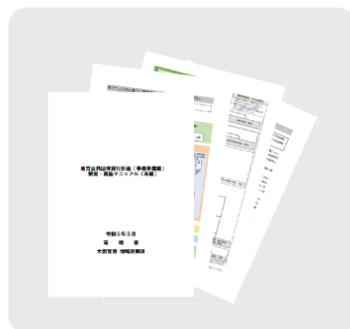
基盤整備事業支援内容の例

再エネ、省エネ設備に係るツール作成等の支援

地方公共団体が所有する施設に対して、省エネや再エネ措置を導入した場合にどの程度の効果があるかのモデルケースを検討する支援ツールを作成。また、地方公共団体の保有する建築物への太陽光発電設備設置可能性を簡易的に把握することを目的としたツールの取り扱い説明書の作成支援を実施。

実行計画（事務事業編）マニュアル改訂支援

地方公共団体が所有する施設を対象とした実行計画（事務事業編）において、再エネ、省エネ設備に係る措置の概要や効果を調査・検討し有用な情報としてマニュアルにおける該当箇所の改訂支援を実施。



地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）

再エネ・省エネ措置かんたん検討ツールの作成

専門知識がない地方公共団体の担当職員が、実行計画を回す際に、検討対象とした施設において再エネや省エネ措置を導入した場合の概算効果を試算するツールを作成。



再エネ・省エネ措置かんたん検討ツール